

第四十八回国会 衆議院 石炭対策特別委員会 議 録 第十七号

昭和四十年四月七日（水曜日）

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 加藤 高藏君

理事 有田 喜一君

理事 壽原 正一君

理事 中村 寅太郎君

理事 滝井 義高君

理事 田中 六助君

理事 西岡 武夫君

理事 三原 朝雄君

理事 松井 政吉君

理事 藏内 修治君

理事 中川 俊思君

理事 多賀谷眞徳君

理事 細谷 治嘉君

理事 中村 幸八君

理事 野見山清造君

理事 岡田 春夫君

理事 伊藤卯四郎君

出席政府委員

通商産業政務次官 岡崎 英城君

通商産業事務官 井上 亮君

通商産業事務官 細谷 治嘉君

通商産業事務官 吉瀬 維哉君

通商産業事務官 西田 彰君

通商産業事務官 城振興課長

自治事務官 岡田 純夫君

財政局財政課長

参 考 人

九州鉱害復旧事業団理事長 天日 光一君

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

本日の会議に付した案件

連合審査会開会申し入れに関する件

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案

（内閣提出第五九号）

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正す

る法律案（内閣提出第七〇号）
産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第七一号）

産炭地域における特定の公共事業等に要する経費に対する国の負担又は補助の臨時特例に関する法律案（細谷治嘉君外七名提出、衆法第一〇号）

○加藤委員長 これより会議を開きます。

連合審査会開会申し入れに関する件についておはかりいたします。

ただいま商工委員会において審査中の第四十六国会、内閣提出、鉱業法の一部を改正する法律案は、本委員会といたしましてきわめて関係の深い法案でございますので、この際商工委員会に同法案について連合審査会開会の申し入れをいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○加藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

なお、連合審査会開会の日時等につきまして、は、商工委員長と協議の上、公報をもってお知らせいたします。

長で、鉱害賠償基金理事長の天日光一君に御出席をいただいております。

質疑の通告がありますので、これを許します。

細谷治嘉君

○細谷委員 自治省と大蔵省の担当者のおいでを待っておりますけれども、時間がかかるようでありまして、まず第一にお聞きしたいことは、昨年の十二月十六日に第二次石炭調査団の答申が出されたわけでありまして、その答申の七ページに、こういうふうにして書いてございます。「産炭地域の経済的疲弊は、依然として著しいものがある。その経済的疲弊の影響は、非行少年の増加、スラム街の発生等好ましくない社会状況を現出し、これまで中核企業としての石炭鉱業を基礎として形成されてきたこの地域のコミュニティ自体が崩壊の危機にひんするに至っている。こういう認識のもとに、「地方公共団体の財政負担について十分な配慮を払いつつ、道路、工業用水、工業用地等産炭地域の産業基盤の整備を急ぎ」云々と書いて、そして締めくくりといたしまして、「以上のような方向で産炭地域の振興を図るに当たってとくに留意すべきことは、産炭地域振興対策が、新産業都市建設、低開発地域工業開発その他の地域開発政策と比べ、急激に落ち込んだその経済水準を回復して前述のようなコミュニティの崩壊をくい止めなければならないという特殊な緊急性をもっていることである。このよういふふう」に指摘をいたしまして、そして「各論」の二十三ページにおいて、「産炭地域の地方公共団体の財政は悪化しており、公共事業を通常のテンポ以上の速さで促進するのに要する経費を負担し得ない実情にあるので、道路、工業用水等の公共事

業のうち産炭地域振興とくに緊要と認められる個々の事業を推定し、当該事業に要する経費については、国の負担率、補助率の引上げを行なう。」

こういうふうにして答申はうたっておりますのでございませう。ところで、今度政府案として出された産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案の内容を拝見いたしますと、ほとんど同じ内容のものが、新産都市と工特地域に対する財政援助の特例という形で、政府案として法律案が出されております。この答申では、そういう新産都市なりあるいは低開発地域の開発よりも特殊性、緊急性があるのではないか、優先性をうたっておりますのでございませうけれども、この法律を検討いたしますと、優先性は全く認めておらぬという内容になっております。そこでまずお尋ねしたいのは、この答申をどういふふうにして受け取って、どういふ姿勢でこの問題を検討して、こういう政府案ができたのか、その辺のことをまずお伺いしたいと思っております。

○井上政府委員 ただいま細谷先生から御指摘がありましたように、第二次石炭鉱業調査団の答申におきましては、特に産炭地域の経済がきわめて疲弊しておる、そのために、関連いたしました地方財政も窮乏の状態にある、こういう状態の中で、やはり国におきましても、産炭地域の振興を相当鋭角的、重点的に取り上げて施策をやるべきだという答申になっておることは、御指摘のとおりでございます。政府といたしましては、この答申を受けまして、これを尊重しながら、こういう線を今後推進していくという方針をとっておりますのでございます。

私どもといたしましては、産炭地域振興対策といたしましては、御承知のように、まず第一点として申し上げますれば、産炭地域振興事業団の業務の拡大をしまして、できるだけ産炭地域に鉱工

業が誘致されるように、御承知のような土地造成、あるいは産炭地域に企業を興こしますための設備資金の低利の融資というように、さらに従来にも増して事業量を拡大しておるわけでございませぬ。さらに、水の問題、産炭地域におきましては、特に水の問題が大きな問題としてございませぬ。そういう水の問題につきましても、今後具体的に小水系ダムの建設というふうなものについて、具体的に実施していくための前提としての調査、単なる調査でなくて、実施を前提としての調査、単なる調査でなくて、予算を獲得いたしました、現在調査を始めておる次第でございませぬ。いずれにいたしましても、しかし、これだけでは、産炭地振興対策として、私は必ずしも十分であるとは言えないと思ひます。そういう意味で、従来の予算獲得を増加いたしますとともに、今回産炭地振興臨時措置法の一部改正をたたいま国会に提案いたしておりますように、新産都市が現在同じような構想を持っておるわけですが、少なくともそれと同程度の助成策をこの際従来の産炭地振興対策に加えましてやっつけていきたいというふうな趣旨で、たゞいま提案しておりますような措置を実施しようという考え方でございませぬ。

○細谷委員 私の質問のそのままつぼをお答えいただいたとは思ひませんが、明らかに、明らかにこの答申は、新産都市建設あるいは低開発地域の工業開発等のものよりも、そういう地域開発政策よりも優先して行なうべきだ、こういうところが明瞭に書かれてあるわけなんです。いま石炭局長のお答えによりますと、新産都市の措置と全く同様の内容なものであります。それはそのとおりでございます。しかし、これには低開発地域の工業開発も同じに並べて、それよりも優先性を与えるべきだ、そういう実情なんだ、こういうことをいっております。あとで詳しく質問いたしますけれども、低開発の問題を見ますと、たとえば第五条には、税の措置が新産都市よりも優遇されております。新産都市と同様でありますから、低開発

の問題よりも、この事業税の問題を一つとつても、明らかに優先性が与えられておらぬ、こういう内容になっております。

ただいまのおことばでは、この答申を尊重しつつ、こういうふうな言われましても、私の気持ちとしては、新産都市の立法に連ねられてこれが浮び上がってきたんだ、こういうふうな気がしてならないのであります。優先性という姿勢でこの問題に取り組み、検討したのではなく、付随物として浮び上がってきたのではないかと気がしてならないのであります。私が本会議で新産都市の法律案について質問をした際に、佐藤総理は、そういう優先性の問題については、たとえ従来も見ておいた特交等の財政措置で考えてまいりたい、こういうことでございませぬから、立法上の措置というものは何らなされておらないということなんです。

特に私が申し上げたいのは、事業税の問題一つとつても、この答申の中には、検討をすべきだということが明瞭に書かれてある。低開発よりも優先だ、こう書いてあって、しかもその上に事業税の問題については、「産炭地域への企業の導入をさらに促進する趣旨から、事業税について減免措置が講ぜられた場合、国がその財政補てんを行なうよう検討する。」というふうな答申の二四ページにうたつてございませぬ。しかも「検討」という字句を見ても、炭炭地振興に関する答申の中では、「検討」というのはただ一方所しかないんです。こういうところには、姿勢と産炭地に対する熱意の不足があらわれているのではないかと、この感じが強くいたします。重ねてこの点についてお聞きしたい。

○井上政府委員 お話のとおり、今回の法律改正による措置につきましては、新産都市と同様かつ同等の助成策を考えておりますので、御指摘のとおりでございます。

ただ、私もそれにもかかわらず、第二次答申にありますが、産炭地域につきましては、他の地域開発の問題よりもその深刻性においてより

強い問題がありますし、同じ地域開発といひましても、単におくれた地域の開発という意味合いだけではないに、産炭地にはそういう意味合いのほかに、いままでも石炭産業の繁栄とともに育ち、そして衰退する地域におきましては、相当コミュニティの崩壊という姿すら見られるわけでございませぬ。そういう見地から、他の地域開発よりもむしろ重点的に施策をやるという趣旨でございませぬ。私も産炭地振興対策としましては、単に今回提出しました法案だけで能事終われりというふうにも私どもも考えておるわけではございませぬ。先ほど申したように、産炭地振興のために特にその実施の機関としてつくりました事業団をさらにその業務を拡大するとか、あるいは事業量を増大させるとか、あるいはその事業をさらに、たとえば企業誘致ができやすいような条件、誘致条件の緩和というような政策をさらに強力に進める。全体として見ますれば、私どもは他の後進地域に対する対策とか、あるいは新産都市の政策に対して、産炭地振興の政策は決しておくれをとっておるものではない、むしろより手厚い措置が全体として考えればあるのではないかと、このように考へております。ただ遺憾ながら、これは先生からすぐ反響をされるだろうと思ひますので申し上げますれば、私自身、じやいまの政府の施策だけで産炭地振興対策は十分かと言われますれば、これはまだ十分でない点も多々あると思ひます。たとえ産炭地振興事業団の業務にいたしまして、さらにもう少し将来拡大していい事業がやはりあるのじゃないかというふうにも考へております。しかし、そういう点につきましては今後さらに検討を加えまして、私は実現に努力していくつもりでございます。

それから御指摘の事業税の問題につきましても、答申にも御指摘のように、これについても相当配慮して検討して実現するように努力すべきだという趣意になっておりますが、この考え方につきましては、私どもとしましては、私どもも全く同感でありまして、私もできますならば今後さらに関係省と

連絡をとりまして、そういう措置ができますように今後ともに、単に検討だけでなしに、努力してまいりたいというふうにも考へております。したがいまして、今回提出の法案につきましては、新産都市と同等ないし同様の措置でございませぬ、全体としてひとつ御判断をいただきたい。ただこれも率直に申し上げれば、産炭地域の疲弊した現状に対しては、私もこれでまだ十分だとは決して考へておりませぬ。

○細谷委員 事業税の問題については若干石炭局長の決意のほどが示されたわけでありまして、この問題については後ほどさらに詳しく御質問いたしたいと思ひます。

委員長にお願いしておきたいのですが、低開発の問題との重要な関連でございませぬから、この問題については委員長においてもひとつ格段の、いまの局長のお答えもありませんから、御尽力をお願いしたい、こういうふうにも考へております。

内容を拡張したからといって、それで全部やれるという事ではないわけですから、少し地方団体の財政事情を申し上げてみたいと思うのです。

全国鉱業市町村連合会という、産炭地関係の百二十ばかりの市町村が集まった連合会があります。そこでもとめた数字によりますと、全国の産炭地の市町村の財政事情はどうなつたかといいますが、まず第一に、その市町村税、こういうものを拾ってみますと、昭和三十四年には四三・二〇歳入に対して占めておつた。全国の市町村の平均は当時どのくらいであつたかといいますが、四四・一〇でありましたから、〇・九〇程度地方税のウェイトが下がつておる、こういう程度であつたのでありますけれども、昭和三十八年を見ますと、全国の市町村の平均は四〇・一〇となつておる。ところが産炭地の市町村は二八・五〇と、こういうふうになつております。いわば全国平均より一・六〇税の収入が少ない、こういうことでございまして、三十四年から三十八年のわずかの期間に自主財源の税のウェイトというのは一五〇近く下がつておるのです。これをごらんいただいても、産炭地の財政というのが瀕死の重症状態にあるということをごましく御認識いただけたらと思つておる。

ところがそういう状況でありますから何がふえたかといふと、地方交付税、これは財源が減りますから地方交付税はふえておりました、三十四年に一一・八〇であつたものが約二倍の二二・八〇と、こういうふうになつております。ところが全国の平均といふのはあまり変わりませんが、わずかに伸びて一一・四〇といふのが一四・三〇でありまして、三〇程度しか上がつておらない。地方財政といふのはだんだん税の財政じゃなく交付税財政になつておる、こういうふうになつておる。全国の市町村を見ますと一一・四〇が一四・三〇になつただけです。わづか三〇分くらいでございますが、産炭地の場合は二倍くらいになつておる。さらに国庫支出金を見てみますと、三十四年には一七・六〇であつ

たものが二五・三〇と、こういうふうになつておるのです。全国の市町村は一一・五〇が一三・六〇でありましたから、あまりこの歳入構造といふのは変わつておらない。こういう状況なんです。ところで、歳出のほうを見てみますとどういふことになつておるかといふと、時間もありませんからおもなものを拾つてみますと、人件費は二四・六〇が二四・八〇、全国の市町村の平均は二四・九〇が二六・八〇と、こういうことになつておるわけですから、人件費もかなり抑制をしておる、こういうことがわがわがです。物件費等に至つては、全国の平均が昭和三十八年一〇・五〇でありましたけれども、九〇に押えておる。大体普通一一・二〇くらいは物件費が必要だと、市町村ではいわれております。それを九〇、八〇と、こういうふうになつておる。紙や鉛筆の節減にとめておる状況なんです。ところが今度は生活扶助費、これが全国平均の倍以上です。普通建設などを見ますと、金がありませんからそういう普通建設はできませんから、一番代表的なものはいわゆる単独事業、こういうものを見ますと、全国平均が一七〇であるにもかかわらず、産炭地は八・一〇しかやつていない。補助事業については一四〇が一・五です。ですからまあ大きく変わつていません。

けれども、一番市町村がやらなければならぬ単独事業なんといふのは半分にも満たないような状況に置かれておる。何のことはないのです。瀕死の財政状態にある人たちがやはり生活扶助なり失業対策事業になつたの財政を赤字をかかえながらやつておるというの、今日の産炭地の実情なんです。そういう実情をいみじくも正確に調査団はとらえておる。こういう答申を出したにかかわらず、やはりいまおっしゃつたようなことでは——なるほど事業団も不十分でありますけれども強化いたしました。しかし、これが指摘したそのほんとうの精神あるいは認識に立つた姿勢でこの問題に取り組んだとは言えないと申し上げなければならぬ。きわめて不十分だと申し上げなければならぬと私は思ふのです。その辺についてひとつ通産当

局、ちょうど自治省からも財政課長がいらつしやいました。財政課長はいま来たばかりで私の質問の内容がわからないと思ひますけれども、産炭地の振興の大きな柱である地方団体の財政についてどういふような御認識を持っておるか、これをひとつお尋ねしたいと思います。

○井上政府委員 たいだいま細谷先生が数字をあげて言われました産炭地域の事情は、私も全く同じような認識を持っております。先生の言われるとおりであるだろうというふうな考へております。先ほど申しましたように今回の法律改正では、新産都市と同等かつ同様の措置でございまして、御指摘のように、答申の線では産炭地は他の地域開発よりも優先的に、より重点的にという思想は、その面だけから見ますれば私には言えないと思ひますけれども、先ほど申しましたように、産炭地域の振興対策はその面だけでなしに、他のいろいろな事業団業務その他の措置を通じて今後とも拡大して、答申にありませうな、また先生御指摘のような線に沿ひまして、私としても最大限の努力をしてみたいというふうな考へております。地方財政の問題は自治省がおいでになりましたから、そちらからお答えしていただきます。

○岡田説明員 自治省といつたしましても有沢調査団の答申等も十分尊重いたしまして、また現地にそれぞれ職員を派遣いたしまして、常に認識を深めるように努力いたしておりますが、具体的に御承知のとおり地方債の配分でございますとか、あるいは普通交付税の算定でございますとか、特別交付税の配分でございますとか、そういう財源措置をいたすべきことにはございまして、措置をやつております。また今後も続けてまいりつものでございまして、しかしながら、やはり国としても十分な力を注いでまいりたいというふうなことから、たとえばボタ山炭の処理の問題でございますとか、あるいは終閉山炭の水道の問題でございますとかいふような問題についての国庫負担率について極力是正するように、通産当局ないし

大蔵省へも呼びかけまして改善されたのでございしますが、そういうふうな方面について今後一そう努力してもらいたい、そういうふうな呼びかけを強くやつてまいりたい、かように考へております。

○細谷委員 先ほど石炭局長の御意向も聞き、委員長にもお願いしたのであります。自治省と大蔵省が見えておりますから、この答申の基本的な姿勢の問題に関連してひとつ伺ひたい。自治省と大蔵省の御見解をお聞かせいただけますか。

この答申では、先ほど申しましたように、新産都市なりあるいは低開発の振興よりも優先性と緊急性というものを与えておるわけですが、この答申の二十四ページに「産炭地域への企業の導入をさらに促進する趣旨から、事業税について減免措置が講ぜられた場合、国がその財政補てんを行なうよう検討する。」というふうな答申がうたつておるわけでございますけれども、検討した結果が今度の法律案には出ておらないのです。これについて自治省なり大蔵当局はどういうふうにお考へになつておるか、ひとつお聞きしたいと思います。

○岡田説明員 御指摘のとおり、調査団の報告書に、税の減免及びそれに対する普通交付税による補てん措置という問題に関連いたしまして、事業税にも触れておることは承知いたしております。また事業税につきましては、企業が誘致された後の所得があるという点に着目して、やはり他の地域の企業と同様に納めるべき税は納めてもらうという立場をとつております。したがって固定資産税あるいは不動産取得税のように、利益が上がらないにかかわらず、企業が誘致された時点において、あるいはまた企業が誘致されたことをもつて課税されるというふうなものについては、これはやはり減免をし、交付税による補てんもいたさなければならぬ。御承知のとおり、そのように現行制度がございまして、事業税についてはまだはさきよにやるべきものというふうには現在

判断いたしておりませんので御了承願いたいと思
います。

○吉瀬説明員 私、地方財政の担当をしております
せんで正確にはお答えしかねますが、基本的には
いま自治省からお答えいたしました趣旨と同じ
ような見解を持っておりま。

○細谷委員 この問題については、いまはこれ以
上触れませんが、そうなっております。と、低開
発の場合になぜそういうものを入れたのか、こ
ういう議論も出てまいるのでございまして、特
に産炭地の誘致企業についてはかなりの犠牲も
払って誘致してある、進出しておる、こうい
うこともあるわけでありま。現行法がそれより
も優先性を与えた、この場合にも当然考慮し
てしかるべきもの、こういうふうには考えてお
ります。しかし、いずれこれは委員も御検討い
ただくそうですから、いまの段階では、きょうは
この程度にしておきたいと思。

次にお伺いしたい点は、今度のこの法律案を見
ますと、県と市町村について違った措置を講じよ
うとなさっております。これはどういう考えから
出たのか、これをお尋ねいたします。

○井上政府委員 県と市町村と違った措置につ
きましては、これは先ほど申しましたように、一
産新産都市と同様の制度を従来の産炭地振興施
策に加えて実施しようという措置でございま
すが、一応特に今後前向きな事業をやっていく
という場合に、それに対する国からの助成措置と
していただいております。県については利子補
給、市町村については補助率の引き上げという、
それぞれの地域の、地方公共団体の特性、性格に
応じて最も妥当だと思われるような助成のしかた
を考るといふことでござい。特に市町村にお
きましては、起債とかいうことよりも、むしろ
端的に補助のほうにより市町村の表情に適合し
ていふような趣旨から、このようないた
したわけでござい。実際には新産都市の方式
と同様といふ趣旨でこのようにやったわけで
ござい。

○細谷委員 新産都市と同様というお答えで
ありまして、決して優先性は考えておらぬとい
うことをはからずも暴露しておるわけですね。こ
も、この法律を見ますと、新産都市に対する財政
特例の法律と一字一句違わぬわけですね。内容
は同じですから一字一句違わぬといふのは当然
でなければいけません。そうなっておりますと、
通産省はこの問題について自主性が無いのじゃ
ないか、姿勢が消極的だ、私はこういう感がある
のです。私はこの新産都市の法律の際に、この
自治省が主管することが妥当なかどうかという
質問もいたしたわけでございますけれども、この
法律案もどうも種々やはり自治省から出ている
のじゃないかという感じがいたします。種々ここ
から出たにいたしてしましても、内容が問題な
のでござい。私は県に對しても、やはり県の財
政事情というものも、先ほど市町村のことを申
したけれども、非常に困窮しているわけだから、
県に對しては起債の充当率の引き上げと利子補
給という形、市町村に對しては補助率の引き上
げ、こういう形になっておいて、補助率を講じて
おる点には若干問題があるかと思っております。
これはひとつ自治省はどうお考えなのかお尋
ねいたします。

○岡田説明員 法案の直接のインシテブと申
しますか、主管は通産省と心得ております。
御質問の県と市町村との取り扱いが多少異に
されておるといふのは、後進地域の特例に關する
法律、あれがいま県のみ適用されております。県
の場合に現在の産炭地に対するかさ上げの案と全
く同じように高率助成をいたしてございまして、
その際に財政力から判断いたしまして、財政力
のあるところと申しますか、財政力が比較的高
いと思われるところにつきましては薄く、財政力
が比較的乏しいと見られるところについては厚
く、最高二五割までのかさ上げをいたす制度が
ござい。したがって、産炭地域の県については、
さらに同じような制度を設けるといふことは、

制度的に現行制度上重複であるということになる
わけでございます。ただ市町村については、現在
県においてあるような公共事業の受け入れのため
の特例立法はござい。で、産炭地域につき
ましては、県の場合の後進地域と同じように、財
政力に應じて、また処理しなければならぬ
財政事情に應じて、かさ上げをしなければなら
ない。したがって、産炭地域の県であるが
ゆえにいまの高率助成ということは、先ほど申
上げましたように制度的に重複するのいたさな
いのでござい。起債をつけ、起債について
は何でござい。起債をつけ、起債について
は利子補給をいたす。起債をつけようといふの
は、スピードアップと申しますか、公共事業を産
炭地域にはすみやかに導入しなければならぬ、
したがって関係の団体としては相当に資金的に苦
労をするであろうといふところに着目いたしま
して、起債をして利子補給をする、こういうこと
になっております。

制度的に現行制度上重複であるということになる
わけでございます。ただ市町村については、現在
県においてあるような公共事業の受け入れのため
の特例立法はござい。で、産炭地域につき
ましては、県の場合の後進地域と同じように、財
政力に應じて、また処理しなければならぬ
財政事情に應じて、かさ上げをしなければなら
ない。したがって、産炭地域の県であるが
ゆえにいまの高率助成ということは、先ほど申
上げましたように制度的に重複するのいたさな
いのでござい。起債をつけ、起債について
は何でござい。起債をつけ、起債について
は利子補給をいたす。起債をつけようといふの
は、スピードアップと申しますか、公共事業を産
炭地域にはすみやかに導入しなければならぬ、
したがって関係の団体としては相当に資金的に苦
労をするであろうといふところに着目いたしま
して、起債をして利子補給をする、こういうこと
になっております。

○細谷委員 ただいまの岡田財政課長のお答えに
よりますと、後進地域に對するかさ上げ方式があ
る、制度上重複するといふことでありま。現実
問題として、この産炭地振興の中心的な、被害を
受けこれを推進しなければならぬ産炭地の県が
全部その制度の適用を受けておりますか、お尋
ねいたします。

○岡田説明員 後進地域の特例立法は、福岡県、
山口県につきましては財政力が比較的に高い団体
に屬してござい。したがって後進地域の
の特例立法の適用はござい。それ以外の産
炭地域の被害地、たとえば茨城、福島といったよ
うな産炭地はかさ上げがござい。しかしなが
ら、先ほど申し上げましたように福岡、山口につ
きましては、いまのような産炭地域の側からの起債
に利子補給はいたそうとござい。で、
○細谷委員 現実には後進地の適用を受けておらな
い府県が、いまのお答えでは存在するわけだ。
今日の産炭地の府県の財政事情といふものは、市
町村と同様に悪いわけでありま。他法との

関連はこの法律案にも規定があるように別途装置
を講ずればいわけでありま。どうしてそう
いう形がとれなかつたのか、たとえば後進地域の
問題、この法律に基づく措置、そのいいほうをと
る、こういうことをうたえばいいわけだ。そう
いふことをとらなかつた理由をひとつお尋ね
したい。

○岡田説明員 これは先ほど申し上げましたよう
に、自治省自身が立案し御提案しおはかり申し上
げているのじゃござい。あくまでも受
けまして、そういうふうな制度によつてもなおか
つ起るころの地方負担に對してどのように対
処するか、今後ともこういうものに苦慮してい
なければならぬ、こういう立場にあるわけだ。
いまして、御了解を願いたいと思。

○井上政府委員 御指摘のように、ただいま提案
いたしております法案につきましては、いろいろ
御意見もあらうと思。たとえばこの制度その
ままでいた場合に、特に被害の著しい産炭地域
に對して恩恵が及ぶかどうかといふような御意見
があらうかと思。私どもとしては、し
かし今回の措置によりまして、全国の産炭地
町村二百三十市町村の中で、半数までいきま
せんけれども、それに近い市町村はやはりこの法律の
恩恵に浴するといふふうにお考えを願。で、
ござい。しかし半分をこえないといふところ
に、非常にまだ問題もあるといふ認識はいた
しております。しかしながらこの法律自体が、先
ほど申し上げましたように、産炭地域の振興対策のす
べてはござい。産炭地振興対策は先ほど
申し上げておりますように、特にこの産炭地
域振興事業団といふような実施の機関まで設け
まして、他の地域開発と違ひまして、産炭地
域振興事業団といふような実施の機関まで設け
まして、この活動がまだ十分だといふことにつ
いては十分私どもも認識を持っておりま。そ
の他産炭地振興計画を國がつくって関係の各省
庁の御協力のもとに、特にこういふ計画をや

おるといふような点は、従来に比べますれば、その前進の度合いがおそいというおしかりはあるかと思ひますけれども、やはり前進しておるといふふうに考へておるわけでもございまして、今度の改正がすべてだといふわけでもございせんので、逐次そういつた問題を私どもとしてもさらに検討して、実情に沿うように今後とも努力していきたいという気持ちを持っておるわけでもございまして、**○細谷委員** 答弁には不満なんですけれども、次に移りたいと思ひます。

この法律は、国会を通過しますと、いつまで適用されますか。
○井上政府委員 この法律は、四十一年十一月まででございます。

○細谷委員 四十一年十一月といふと、この答申に基づいて——この答申というのは、先ほど私が申し上げたように、また有沢團長も言ったように、とにかくこの答申をそっくりそのまま実施して、大体四十二年くらいになったら七割程度の石炭産業というのは安定するんじゃないかということでもございまして、そういたしますと、四十一年の十一月では、時限立法でありますからなんですけれども、来年の十一月ですら来年は適用されませんが、あとは適用されないということでもありますが、これはどういふふうにお考へになつておるのか、これをひとつお聞きしたい。
○井上政府委員 御指摘のように、一応法律の限度はただいま申しましたようにわりあいに短期間になつております。しかしそれはそれといたしまして、私の考へ方を申し上げますと、やはりこの法律をつくりましたときには、産炭地振興につきましてもそのころまでが一番問題が多い期間であらうという認識のもとに、この法律がスタートいたしましたわけでもございまして、少なくとも四十二年を越えまして、四十二年ごろになれば、第二次答申では、中小炭鉱まで含みませんで、大手の主要企業の三分の二ぐらいが何とかなるだろうといふぐらいのことでもございまして、確かに今日の時点で考へますと、先生御指摘のようにはやや短い

感じがいたします。しかしこの法律をつくりました当時には、少なくとも四十二年には安定するといふような考へ方があつたわけでもございまして、それを背景につくられております。しかしその間は産炭地域の疲弊は相当のものであらうという想定でつくられておりますので、私は四十年程度の推移を見まして、これについては延長すべきかどうか、さらに内容を補強すべきかどうか、こういう点は今後あらためて検討いたしてまいりたいといふふうにお考へております。

○細谷委員 いま石炭局長おっしゃる通りに、この法律改正をする以上は、もとの法律に合わせただけであつて、今回は触れてないということでありまして、当然これは延長されるべきものと私も考へております。この点についてひとつ公務次官、これはやはり現実にははつきり延長すべきものだとお考へに立っていらつしやるかどうか、お尋ねしておきたいと思ひます。
○岡崎政府委員 ただいまのお話のように、この法律は産炭地方の振興並びに石炭関係の諸事情が確立してまいるようにいたしたいという目的をもつてつくりましたものでございまして、事情その他によつてその目的が完成できないような見通しがつきましたときにはぜひ延長したいといふわれわれの方針でもございまして、

○細谷委員 現実は事情を見てぜひ延長したいといふお考へでございますから、次に進みたいと思ひます。
法律の第十条についてお尋ねしたいのでありますが、国は、産炭地域のうち政令で定める地区内において「こういふふう」に書いてございまして、第十一条には、「前条に規定する地区内において」と、こういふふうに書いてございまして、この政令で定める地区内」といふのはどういふお考へに立っていらつしやるのか、これをお尋ねいたします。

○井上政府委員 先ほども申しましたように、今回の改正の趣旨は、必ずしも従来私どもが考へております疲弊の著しい地域について、特に土地をつくり、あるいは低利の融資をしてぜひ企業を持ってきて、そして少しでもその疲弊をあるいは停滞している地域を何とかしたいといふような政策と若干趣旨を異にする点がございまして、もとより根本的な方向なりねらいは産炭地域の振興でございまして、その意味においては同じでございますが、少し違ふ点は、特に今回の改正の主眼は、単に非常に疲弊した地域を救済するという思想ではありませんが、やはり疲弊した産炭地域において今後、閉山等によつて疲弊する石炭産業にかわりまして、新しい工業都市といふか、新しい産業を誘致して新しく生まれ変わった、そういう繁栄をもたらすための施策という点に力点が置かれておりますので、そういった観点で政令をつくらせてまいりたいといふふうにお考へておるわけです。ただこの点につきましては、若干新産都市とは違つたセンスも、産炭地域の特殊性がございまして、加味してまいりたいといふふうには私ども考へております。しかし、ねらいはあくまでも単なる純粹の意味の救済というのではなくて、工業都市をつくらせてまいりたいといふような趣旨からやはり検討せざるを得ないといふふうにお考へております。

○細谷委員 現行法の産炭地域振興臨時措置法によりまして、二条指定というのがある。これは政令でやられております。それから六条指定というのがあつて、二つございまして、十条でうたわれておる政令というのは、いまのおこぼれによりまして、工業開発という面にある程度のウェイトを置いた、むしろ新産都市と同じような工業開発を考へておるわけではないけれども、ということでもございまして、現行法の二条指定と六条指定とこの十条でうたつておる政令の指定地域といふのは、どういふ関係に立つのか、これをお尋ねしたいと思ひます。
○井上政府委員 先生御承知のように、二条指定と六条指定との違いは、簡単に一言で申し上げれば、特に疲弊の著しい地域を六条指定といつておられます。それから一般的な産炭地は、そうかと

言つて、一般的にはやはり疲弊している現状でございまして、したがひまして、やや広い地域を二条地域といふことで指定いたしております。そういう関係になるわけでもございまして、今回の法律改正による地域の指定に際しましては、二条も六条も全部加えまして、もちろん二条といへば六条地域の中に包含されます。したがひまして、二条、六条地域を通じて、先ほど申しましたような趣旨に照らして地域を指定したい、私どもの気持ちとしては、できるだけ広く指定したいといふふうにお考へております。

○細谷委員 いまのおこぼれ、もちろん二条地域は六条地域に指定されるというの誤りであつて、逆に六条地域はもちろん二条地域に指定されるという内容なんです——いまの局長のおこぼれをお聞きいたしますと、どうも二条地域と六条地域とは別の、そっくりそのままでない指定が行なわれるような印象を受けたのでございまして、どうなんでしょうか。もっと明確に、この点については自治省のほうにお考へがあるようでありまして、これもお伺ひしておきたいと思ひます。
○井上政府委員 先ほどお答えいたしましたように、現在の産炭地域の二条指定、六条指定、これらを通じて今回の新しい政令指定をいたしたい。私の気持ちといたしましては、産炭地域の特殊性にかんがみまして、できるだけ広い地域を指定するように努力してまいりたいといふふうにお考へております。

○細谷委員 六条地域よりはむしろ広い、しかし二条地域そのものでないといふことばのようでありまして、二条地域よりも大きくなるのですか、小さくなるのですか。一つの法律で、大体六条地域は二条地域に含まれておるわけでもございまして、おそろく政令の改正ということになるんでしようが、指定が三本というのどうもおかしな話じゃないかと私は思ふのです。
○井上政府委員 先生も御承知のように、二条地域といふのは、この法律をつくりましたときに、相当広く読める範囲に私ども実は指定したつもり

でございまして、たしか、疲弊の著しいというよ
うなことばも入っておったと思ひますけれども、
率直な話、あまり疲弊の著しいというよ
うにとらわれませんで、石炭産業の現状と近い将来
の姿を考えまして、二条地域というのは相当広範
に遡んでございまして、したがって、今回の政
令指定にあたりましては、この広い二条地域の範
囲の中で指定される。しかし私どもとしまして
は、できるだけ二条地域に近く努力したいとい
うふうに考えておるわけでありまして、

○細谷委員 六条地域より大きいけれども二条地
域より小さい、しかし二条地域に近づける努力を
したいということでありまして、この二条にはこ
う書いてあるのですね。「産炭地域とは、石炭鉱
業の不況による疲弊の著しい石炭産出地域及びこ
れに隣接する地域のうち当該石炭産出地域におけ
る鉱工業等の振興と密接な関連を有する地域で
あって、政令で定めるものをいう。」これが二条地
域の指定でございまして、

【委員長退席、職内委員長代理着席】
政令で具体的な市町村の名前が掲げられておるわ
けですが、これをどういうふうにしぼっていくつ
もりなんでしょうか。これによりまして「石炭産出地
域における鉱工業等の振興と密接な関連を有する
地域」となっているわけですね。これより小さくな
るといいますから、どういうふうにおしぼりに
なるのですか。少し具体的にお願いしますとい
うと思ひます。

○井上政府委員 今後、新しい今回の改正案の地
域指定をいたしますに際しまして、先ほど申しま
したように、将来新たな鉱工業地帯として伸びる
ことが期待できるような、また可能性を有した地
域を指定したいというふうにお考えしております
けれども、もちろん二条指定の中にならうかと思ひま
すけれども、この要件をいたしまして、ただいま申
しましたような、産炭地域のうちで、その立地条
件その他の状況を見まして、現在は非常に疲弊し
た姿であっても、将来やはり工業都市として伸び
る可能性があるというふうな地域を指定するとい

う表現にならうかと思ひます。ことばは法律政令
きわめて抽象的でございますが、実際の指定にあ
たりましては、先ほど申しましたような趣旨を具
現するように配慮してまいりたいというふうにお
考えしております。

○細谷委員 どうもはつきりしないのですが、少
し具体的に言いますと、たとえば石炭合理化とい
うのが進んでいった昭和三十年以降で、そのころ
石炭は出ておったけれどもいまはもう石炭は出て
いないという町村もございまして、きわめて疲
弊したところもありまして、それは六条指定の
ところ、あるいは二条指定には全部含まれますけ
れども、その辺の問題になってまいりますと、い
ろいろ具体的な問題があるかと思うのですよ。こ
れは政令にゆだねられるわけですが、六条
より大きいけれども二条よりも小さいということ
で、どうもはつきりしないのですが、そういうの
はどうなんでしょうか。

○井上政府委員 やはり石炭産業に関連の深い地
域についてはできるだけ指定をしてまいりたい。
ただ私、二条地域の範囲内ということをお申しま
したわけですが、極端な例を申し上げますと、た
えば北海道の鉱工業地帯として将来期待する
けれども、今後十年くらい考えてみても全く問題
にならないような地域は遠慮さしていただくとい
うようなこともあろうかと思ひますけれども、しか
し石狩地帯などというのは相当あれも山の中でご
ざいまして、私は将来鉱工業地帯として伸びる可
能性もあると思ひますので、石狩地帯など
というのは同じ山の中にも指定されると思ひま
す。ただ釧路からさらに奥へ入って行きますと、
阿寒国立公園だとかいろいろのものがございま
すが、こういった周辺に鉱工業地帯といひましても
なかなかないへんであらうと思ひますし、そうい
う角度も配慮していきたい。大体においては私は
入るのではないかと思ひますけれども、そういう
た、将来だれが考えても鉱工業地帯として問題に
ならぬような地域は、今回の法律改正の趣旨から
しまして、これは同じ二条地域の中に入れてお

ましては、落とさざるを得ない、こういうふうにお
考えます。

○細谷委員 昨日の新聞等を見ますと、石川一郎
さんを会長とする経済審議会、ここで、どうも新
産都市にいたしまして工特地域にいたしまして
も、工業開発、産業開発ということにあまり重
点を置き過ぎておるいまの地域振興計画だ。そう
じゃなくて、もっと細光なりあるいは社会福祉に
ウエイトを置いた地域開発を進めるべきだとい
うことが報道されております。そういうふうな傾
向が、社会開発というものが佐藤総理の一枚看板と
もいえる基本的な政策になっておるわけですが、
そういうことが出てきております。この問題につ
いては、工業開発ということばかりじゃなくて、
産炭地振興計画というのがそれぞれの地区でつく
られて、通産省もそれをお認めになっておるはず
です。それはおそろく六条地域あるいは二条地
域、全部そういうものを網羅して出しておると私
は思ひます。そういう中において六条地域とも
違ふ、二条地域とも違ふ新たな指定を行なうと
いうことは、いぶん混乱があり、問題があると思
ひます。あまりくどくど申し上げませ
んけれども、その辺の振興計画は持つておるはず
です。この振興計画については、若若干の批判
がございまして、どうもあまりに画一的じゃないか
という批判がございまして、ございまして、そ
ういふものを持ちながら、しかも二条地域、六条
地域では全部そういうものが出しているわけが
わからず、新たなこの法律に基づく指定が行なわれ
るといふことに問題点があると思ひます。もう一
べんこの点についてお答えを願ひたいと思ひます。

【職内委員長代理退席、委員長着席】
○井上政府委員 ただいまのお説まことに、ごも
つともな点があるというふうにお考えしておりますが、
ただ今度の措置はやはり何と申しましたも産炭地
域に新しい産業都市をつくるというふうな観点で
現在考えておるわけでございます。ただし、お
説のように、やはり産炭地域においては、単に産
業都市だけでなしに農業の振興という問題も当然

私どもは産炭地振興法の中では考えております。
それからもちろんそれ以外の観光等につきま
して、やはり産炭地振興の一環として大きな事業で
あるということは考えております。したがって
てそういう問題は、先ほど申しました今度の新
しい法律の趣旨ともならみ合わせながら、今後私
どもは十分検討してまいりたいというふうにお
考えしております。

○細谷委員 さらにお尋ねいたしたいのですが、
第十条「産炭地域のうち政令で定める地区内にお
いて、関係道府県が国から負担金若しくは補助金
の交付を受けて行ない、」こううたっております。
私がお尋ねしたい点は、道路等をつくりま
す。道路等をつくらう場合に、その道路だけでは効用
をなさないわけですね。国道なり府県道ができる
といたします。地区内を通る部分については、起
債の充当率が引き上げられる。この地域外のとこ
ろに同じ道路、たとえばある町からある町に産炭
地をつなぐ道路をつくらうといたします。半分は
その政令の地区内に入って、半分は入らないとい
うことにはいたしますと、地区内の道路はできたけ
れども、道路としての効用をなさないという事態
が起こってくるのではないかと思ひます。これ
はどうなんでしょうか。

○井上政府委員 ただいま御指摘のような場合も
起こり得るかと思ひます。しかしその場合には、
やはり指定された地域と指定されない地域と
の間、これは道路の計画になるわけですが、そ
ういった点についてはやはり実情に合うように、あ
まりおかしな姿にならないように考えていかな
ければならない。特に道路の建設につきましては、
国が補助金を支出するということもな
ましようが、特に地方におきまして起債計画等が
あるわけでございます。指定された地域の県の起
債もありましようし、指定されない県の起債計画
もありましよう。そういう問題はやはり自治省
におかれましても総合的に見ておられるわけであ
りまして、私ども今度の改正法案を実施するにあ
たりましては、自治省とは緊密な打ち合わせの

とに今後とも運用してまいりたいという気持ちで
おります。先ほどの地域指定等につきましても、
これは産炭地域の特性の問題もあるし、それから
同時に、地方財政との関係もあるというような関
係でございますから、これらにつきましては十分
自治省と打ち合わせをして実施をしていきたいと
いう方針でやっておりますのでございまして、し
たがいまのようない問題が起りまして、ま
たときには、当然これは私どものほうからも自治
省に問題点を提起して、全体としておかしくない
ような姿にして計画を実施するようにさせてもら
いたいというふうに考えております。

○細谷委員 おかしくないように計画を実施して
いきたいということでありませうけれども、政令で
地区を定めるわけですね。私が知っておる例を一
つ具体的にあげて申し上げます。たとえば福岡市
を中心にして福岡一橋線という筑豊のまっただ
中を通過しておる道路がございまして、そういうも
のを改修し、築造しようといった場合に、六条地
域の指定にも入らない、二条地域の指定にも入ら
ない、指定されないとところがあつたとする。同じ
一本の路線なんです。その一本の路線のあるところ
は起債の充当率が高くなる、あるところは補助
率が上がるのだ、あるところは従来どおりだ、と
いうことになりまして、ずいぶん複雑な問題が起
こるだらうと私は思うのです。そうしますと、こ
の地区内ということの意味をなさなくならないと思
うのです。道路一本例にとりましてもそうですし、
港湾等の問題でもそういう例がございまして、そ
ういふものを具体的に不都合ないように解決する
ということでありませうけれども、いざ政令で十
条に基づいて指定がなされたとなつて、ずいぶん
複雑になると思つて、したがって道路なら道路を
そうやるなら、道路として効用を發揮できるように、
たとえば何々線といひましたら、そのある部分
がその地区内に入らなくても、道路の効用を發揮
するという意味において、これはやはりその措置を
適用すべきではないかと私は考えます。この点につ

いてもう一度石炭局長、あるいはこういう起債等
の問題については自治省が担当しますから、自治
省の御見解もはつきりひとつ承つておきたいと思
うのです。

○西田説明員 さすがに先生お詳しいので、私
も事務官儀がまさにこれから適用しようと思つ
この法律につきましてもいろいろ検討をいたし
ております。一番重要な点に触れられて、
しかもその点は、先ほど御議論になつておりま
した地区指定の問題と非常に密接な関係がござい
ます。重要ポイントでございまして、ただいま例に
あげられました福岡一橋線の途中が寸断されると
いうようなものにつきましても特例措置がしけれ
ない場合には、確かに計算が困難になる。しかし
国道あるいは国道といつたような場合には、総合
的な全体の予算と、それからその道路の延長面積
との案分比例によつて計算方式としては出てまい
ります。しかしこの特例措置は、そういうただ
技術的な計算でできるじゃないかということだけ
ではなくて、やはり地区指定の際にその地区とい
うものを一体的に、ただある基準でもつてその市
町村が該当するしないということよりも、工業都
市建設といふことを総合的に考えてまいります性
格を持つておりますので、地区指定の際にも一括
して、一團としてその地域が振興されるというこ
とを観点に置いて、飛び地飛び地をたために指
定をして総合的な建設計画がばらばらになつて
いうようなことにならないような配慮をしつづつ
指定すべきものと考えております。先生が御指摘
になりました点はまことにつばをつかれた点で
ございまして、今後地区指定の際及びその補助率
なり特例措置なりを適用いたします際に、十分に
配慮いたしてまいりたいと思つております。

○岡田説明員 道路につきましても、自治省とい
たしましては交付税の計算の際、金額的には一〇
〇%と考えておりますが措置いたしてあります。
しかしながら、産炭地域をはじめとして、要する
に事業を普通の標準以上にスピードを上げて集中
的に先行的に投資しなければならぬということ

が、関係地方団体の負担問題を起こしますので、
そういう点につきましては、四十年から道路の
直轄事業債という起債を特別に考えておりませ
し、また三十九年度末におきましては、特別交付
税の配分の際にも検討したところでございませ
う。いまの指定地域の問題は確かに御指摘のと
りでございますが、それは道路で申し上げますと、
道路が通過するところの地方団体に普通の標準的
な財源付与をもつてしては受け入れが非常に困難
であるということが、道路の円滑な建設に支障を
与えてはならないということもございまして、関
係市町村あるいは関係府県の受け入れ能力を増す
ように、あるいは市町村の場合にはかさ上げをや
る、県の場合には起債等によつて当該通過する地
域が受け入れられるようにしてまいらうというの
が、いまの案になつておるといふふうな心得で
おります。しかしながら、いろいろ具体的な問題と
いたしましては、問題が起つてくる場合も十分
あろうかと思つたので、そういう点につきま
しては産炭省のほうからいろいろ御相談もありま
しょうし、また、たとえば道路で申し上げますと、建
設省自身のどの程度まで先行的に集中的にやるか
という配分の量の問題、ないし路線設定の問題等
もございまして、建設省の意見も聞きながらでき
るだけ御趣旨に沿うように努力いたしてまいり
たいというふうに考えます。

○細谷委員 少しこまかくなりますけれども、私
が心配しているのは、そういう問題が一つありま
す。それからもう一つ、今度はこういう問題が出
てくるのです。
国道なり県道ができた。いま不合理が起こらな
いように何か考えようということでありませうけ
れども、その道だけでは役に立たない。たとえば事
業団が団地造成をやつたとします。取りつけ道路
が要ります。その取りつけ道路はおそらく、市町
村等でやるという場合も起こるでしよう、事業団
でやる場合も起こりませう。そういう場合に、
現行法における二条指定と六条指定との変な問題
も起こるわけですが、もう一つ今度は指定がふえ

てまいりますから、二条、六条、今度は十條、十
一条指定ですか、そういうものが出てくるわけ
です。二条、六条、十條といふ問題が出てまいり
ますと、これは取りつけ道路の問題にあつても
ずいぶん問題点が具体的に起つてくるのじゃない
かと私は懸念いたしております。たとえば国道が
ら市町村道へ入つていく。その場合に二条指定の
地域もある、六条指定の地域もある、さらには今
度の十條指定も起つてくる、こういうことにな
るのではないかと私は思うのです。たいへん複雑
な問題が出てくるのじゃないかと思つて、こ
れはどういうふうに対処するお考えですか。

○西田説明員 いま御指摘の取りつけ道路等の場
合、市町村道でありますればわりあいに処理は簡
単でございまして、市町村道は市町村の地域内に
大体ございまして、当該市町村がその十條なり
十一條なりの適用地域内にあるかどうかというこ
とによりまして処理は簡単でございませう。先ほど
御指摘になりましたむしろ国道のような場合、そ
の特例措置の適用をどういうふうにするかとい
う問題につきましても、先ほど私が申し上げまし
たように、これは県に対する措置でございませ
う。県が全体のその道路の事業計画の中で起債相
当部分といふものを、その道路がどのような指定
地域を一体どういふように通過しておるかとい
う面積等によりまして案分比例することも技術上は
可能でございませうので、技術上の問題としては、
先生御指摘の問題はかなり重要な問題でございま
すが、解決可能であると思つております。ただ私が先
ほど申し上げましたのは、それは解決可能だからそ
でいいということではなくて、一体的にやはり
工業都市建設を指向するものでございませうので、
地域の指定等は一團となつた地域になるように指
定すべきものという理論上の問題は存在するとい
うふうに思つております。

○細谷委員 人間のやることでありますから、不
可能ということば西田さんの辞典にはないかも
しらぬけれども、現実にはこれはたいへんなこと
だと思つて、取りつけ道路にしても、一市町村の中

でおさまればいいけれども、二市町村にわたったという場合に、指定が三種類になるわけですから、二種類くらいの指定が加わったり何かする可能性もあります。現実にはそれがどうなるという事は申し上げませんが、なる可能性はあります。そういうことでございますから、なかなか問題点があるのじゃないか。それで私は二条指定、六条指定に新たにまた十条指定なんというものを設けると、問題が複雑化するばかりで、混乱を起すのじゃないかということ強く申し上げて、この点については善処をお願いしたいと思っております。

次にお尋ねしたい点は、十条の三号に「その他政令で定める主要な施設」とあり、それから十一条の五号にも「その他政令で定める主要な施設」と、こういうふうに書いてございます。この「その他政令で定める主要な施設」というのは、一体どういふものをお考えになっておるか、これをお尋ねします。

○井上政府委員 主要な施設につきましては、この法律の中でも「道路、港湾施設等の輸送施設」「住宅」「その他政令で定める主要な施設」というふうな道路、港湾、住宅につきましては特に指定されているわけでございます。それから市町村につきましても、ただいま申しました道路、港湾、住宅以外に「下水道」「教育施設及び厚生施設」というような規定があるわけでございます。

「その他政令で定める主要な施設」といたしまして私どもいろいろと研究をいたしておるわけでございますが、やはり産炭地域の実情に照らしまして特に指定したほうがよろしいと思われるような施設は、政令で特に指定してまいりたい。たとえば県に対する措置といたしましては、道路だけでなく街路とか、そういうようなものについても研究してまいりたい。あるいは、ややとついででございますが、まだもう少し研究しなければいかぬと思いますが、空港というような問題についても検討してまいりたい。

それから市町村に対する措置といたしまして

は、これはまだ研究の段階を越えませんが、たとえば、公園、緑地の問題とか、こういう問題もひとつ考えていきたい。その他まだ私申し上げませんが、申し上げない問題についても研究して地方の実情に合うような施設をなるべく指定してまいりたいというふうに考えております。

○細谷委員 実情に即するようにということになりますけれども、ここに書いてあります教育施設とか厚生施設といつても、教育施設というは社会教育等も含めればきわめて広範なものにもなるわけでありまして、厚生施設といつても、あれもこれもということになるわけでありまして明確ではありませんが、できるだけ実情に即するようにやるということでございますから、ひとつ実情に即するように——たとえば厚生施設というのは具体的には保育所とか、あるいはいろいろな問題もありません。そういう問題をどうやるのか、これは「その他政令で定める主要な施設」とも関連がありまして、十分にひとつ実情に即するように御検討いただかなければいかぬと思つております。

簡易水道の問題とか鉱害復旧の問題とか、あるいはボタ山とか、あるいは工業用地の造成に対する問題とか、あるいは厚生施設の問題等ありますが、ここで一々聞きませんが、二点だけお聞きしたいと思つております。

第一点は、工業開発ということに力点が置かれていくのだというお答えでありますけれども、産炭地域振興臨時措置法の第一条に「鉱工業等」というのがあるのです。この「等」はただ単に「等」という字句が入ったのじゃなくて、やはり歴史的な経過があるわけなんです。これは農業施設も含めるのだというふうなことを含めて「等」というのが原案につけ加えられたといういきさつがございます。そこで農業施設、たとえば農業用のダムとか、あるいはいろいろな施設というのが必ず起こつてまいります。産炭地域振興の重要な要素の一つとして農業の振興ということもあげられておるくらいであります、ある人に言わせると、そ

の振興計画自体が、画一的に酪農ばかりどこでもやるというようなことのないかという批判をするくらいに、農業問題というものが振興計画の中で取り上げられている。これも大切な問題です。そういう農業用の施設について考える意思があるのかどうか。

もう一つの問題点は、県等で事業をやつてまいりますと、この法律では補助事業あるいは直轄事業に対する負担金、こういうことに限られておるわけですが、市町村の場合には県に対してはやはり負担金というのがあるわけなんです。県に対しては地元負担金というのがございます。たとえば道路の舗装をしますと、三分の二は国庫補助でありまして、六分の一が県費負担で、六分の一が市町村の負担という問題があります。産炭地の財政事情は先ほど来申し上げたとおりでありますから、こういう問題はどうか。この二点についてひとつ明快な御答弁をいただきたいと思つております。

○井上政府委員 二点目の御質問の趣旨がちょっとわかりにくい点がありましたので、あとで補足させていただきます。また、あとで補足させていただきます。

まず第一点でございますが、御指摘のように産炭地域振興臨時措置法におきましては、単に鉱工業の振興だけをやる目的ではございません。御指摘のように「等」とあります内容は、農業等も当然入るといふふうに解釈いたしております。現在私どもはそういう趣旨に沿って、農業問題についても産炭地域振興計画の中に入れて、これももちろん関係省である農林省にも参加していただいております。今後特に事業の指定に際しまして、それに対する配慮はどうかということでございますが、この点につきましては、産炭地域振興臨時措置法の趣旨にも照らしまして、農業関係、特に農業振興のための事業、この必要性は十分わかるわけでございますから、できるだけ対象事業とするように検討してまいりたい。しかし適用した場合に実情は一体どうなるかというふうな

点、この点についてはしばらく研究していただきたいと思つておりますが、私としてはこの産炭地域振興臨時措置法の立法の趣旨に照らしまして、できるだけ前向きに検討してまいりたいというふうな考えでおる次第でございます。

○西田説明員 先生の御質問の後段の問題でございますが、県道等につきまして県がさらにその負担を市町村に分担させておるといふようなものについてこの臨時措置法の適用を認むべきではないかというお説でございますが、これに關しましてはこの法律制度の適用は技術的にも困難でございますし、また、いま申し上げましたような負担の問題は県と市との問題でございます。県が市町村に対してその負担をさせる場合には、当然市町村の財政事情等を勘案してなすべきものでございまして、私どももいたしましては、その負担をさせる場合につきまして、ものごとがうまくいくように適当な指導をいたしてまいりたいと思つております。

なお、蛇足でございますが、市町村のほうに補助率アップのこのような措置をとりましたら、全体の市町村の公共事業関係の支出負担が案になりますれば、反動的にそういう負担というものもなし得る実力がついてくるのではないかとおぼえております。同時に、市町村に対しては、多少おくれしておりますが産炭地市町村の都市計画の健全な樹立を指導いたしまして、りっぱな都市計画をつくつてもらつて、その都市計画の中でこの助成制度をうまく適用させながら工業都市建設に励ませるという指導をやってまいりたいというふうな考えでおります。

○細谷委員 確かにおっしゃる通りに府県道なりあるいは国道等の舗装——今度国道は一級国道、二級国道の差がなくなりましたからかなり整理されましても、府県道の場合には、舗装するにしても何するにしても、現実にはやはり市町村の相当大きな負担額になっておる。この対象事業について、国の補助事業あるいは国の直轄事業の負担金、これだけを対象にしたのではやはり問

題点があるのであって、市町村が国なりあるいは県に対して地元負担としてやるものも考慮すべきじゃないかと私は思うのです。西田課長さん、どうですか。

○西田説明員 お説のとおり問題点があると存じますが、御答弁といたしましては、先ほど私が申し上げましたような、その問題についてはやや間接的な、あるいはまた都市計画に努むというような別途の方向におきまして、ものごとを全体の中で解決してまいりたいというふうに考えております。

○細谷委員 そういうことになりまして、先ほど言ったように、単独事業というものは全国の市町村平均は一七〇です。予算支出総額の一七〇単独事業をやっておるのです。ところが産炭地の市町村というのは、三十八年度の決算額で八〇しかやっていないのです。きわめて不十分、不満でありますけれども、この法律が適用されるということになりますと、補助率の引き上げも行なわれ、起債の充当率も上がる。こういうことになりまして、これが国がきめた一定の補助事業だ、直轄事業だということになりますと——八〇でも全国平均の半分にも満たない単独事業しかやれない。単独事業というのは、やはりすべてが産炭地の振興に集中してやっていると、これだけしかやれない。産炭地の実情は、もともと、これは八〇というものを半分あるいは三〇〇ぐらいに減らして、あるいは単独事業を一切カットして、そうしてこの補助事業にだけ集中すれば、国が個々に認証した事業の補助の地元負担をしていかなければ、にっちもさっちもいかぬということになりますから、地方団体というのはもう死んだ形骸にすぎない。地方独自の施策というものができない、こういうことになる懸念が十分にございます。これをどうお考えか。

○西田説明員 ただいま先生の御指摘の点は、市町村の公共事業に関する本質的な問題でございます。市町村がわずかにいろいろな形態で単独事業をやっておりますが、これを私が申し上げてお

ますのは、市町村がrippaな都市計画をつくってこれが国家的に認められますと、都市計画にのぼった街路その他のものは国の補助事業として取り上げられるようになります、そうなりますとこの法律の適用がされるようになるわけでございます。ただいま、現在の産炭地域の各市町村の公共事業、建設事業に対する認識と申しますか、いままでの態度と申しますか、あるいは計画というものは比較のおくれているというふうな率直に申し上げなければならぬと思っておりますが、これは現在の混乱期に際しましての当然のことでございます。今後私どもの指導といたしましては、やはり産炭地の各市町村も将来工業都市建設に向かつて励み得る実力を持つておるのだという認識を持つてもらいますれば、各市町村の部内におきまして、あるいは県の指導を受けまして、いろいろ検討をいたしまして、わが市町村はどのような計画をもつて都市建設をやればいかというふうな方向について都市計画をつくるというふうな段階にだんだん勉強してなっていくと思っております。そうしていい都市計画ができますと、これは建設省のあるいは認可措置でございますか許可措置でございますか、そういうものを受けまして、その中に拾われませんでした補助事業につきましては、公共事業につきまして応分の国の補助が出るわけでございます。そうなっておりますと、だんだんとこちらのほうの財政措置の適用を受けてまいるといふようなことになってくるわけであります。私が申し上げましたのは、ただその筋道と理想を申し上げたわけでございまして、確かに先

生御指摘のように、現在の産炭地の各市町村の現状とこの法律との間に、そういう意味のいろいろ各人の努力が間に入らなければならぬというギャップがございまして、やはりこういうものは、ものごとの方向としましては、私の申し上げましたような計画樹立の方向に沿って処理していくべきものだというふうに一応考えております。

○細谷委員 大体、だんだんなんという認識、こ

れがいかぬと言ふのです。瀕死の重病なんですよ。もう単独事業なんというものは三十八年度決算で八〇、ほとんどやれない。ということでは、だんだんなんということではなく、いまこそ投資をしてもらわなければ、起き上がることもできない。だんだんなんという未来はないですよ。そういう実態だということをお認めしていただかなければならぬと思ふ。

そこで私がお尋ねしたいのですが、この法律によりまして、補助率の引き上げに関連いたしました。十分の一という数字をとりましたね。これは新産都市、工特地域と同じような十分の一ということである。ところで新産都市、工特は全国平均の市町村等をとった際に十分の一だ、こういうことと十分の一を選んだのださうであります。私三十八年度の産炭地市町村の決算に基づいて計算をしてみますと、百三十ばかりある市町村の平均点は十分の一にならないのですよ。具体的に私の住んでおります奥内の実情等、あるいはせんだってこの委員会に佐賀県の県議会の代表が来て陳情した資料から見ますと、十分の一どころではなくて、十分の一〇・二とか〇・三とかが多くて、たとえば福岡県の平均なんて見ますと、大体十分の一〇・六くらいだと私は思う。にもかかわらず、この法律では新産都市に右へならして十分の一をとったというのはいかぬ理由なのか、いかなる根拠なのか聞きたいと思ふ。

○西田説明員 先生ただいま御指摘の点は、先ほど局長が答弁申し上げました、この法律体系が新産都市に對します制度と同様のものであるというところとの答弁と関連した問題でございまして、非常に基本的な問題でございまして。私どもの考え方を申し上げますれば、産炭地につきましてはなすべきことは非常にたくさんある。しかしその産炭地の中で、いろいろ市町村がございまして、救済すべきものあるいは伸ばしていくもの、いろいろそれぞれのニュアンスを持つておるわけでございますが、私どもとしましては、産炭地

いたしまして、この財政援助の措置をとるわけでございます。その趣旨は、先ほど局長の申し上げましたように、今後伸び行く可能性のあるものにつきまして、新産都市が目ざしてまいりますような工業都市建設の方向にこれを持っていくためにこのような措置を準備したわけでございまして。したがって、全国の平均よりもなお増して仕事をしようとする意欲と実力を持つておりますものは、それを伸ばしていかうという措置でございまして、産炭地域振興対策のすべてではなくて、その一環であるというところから、そのような伸ばすべきものを伸ばすという制度の趣旨に従いまして、この全国平均の十分の一あるいは百分の十という数字をとった次第でございまして。

○細谷委員 全国平均十分の一というのですけれども、私の言っているのは、産炭地の平均は十分の一じゃないでしょう、幾らになっていきますか。

○西田説明員 この制度の趣旨は、産炭地の各市町村が全国の平均を越えて仕事をすると同時に適用しようという趣旨でございまして。産炭地域の平均は十分の一よりも低い、あるいは十分の一〇・八程度かと存じますが、平均を越えて産炭地の中で、自分たちのグループの中でと申しますか、これはむしろ産炭地域で従来よりもよけい仕事をやったらこれを適用するという趣旨ではなくて、人よりもよけいにやったらこれを適用する、つまり人の財政負担の特例措置でございまして、人よりもよけいばけてやる意欲があるというところにそのメリットを認めようという趣旨であります。従来よりもよけいにやろうとするところにメリットを認めようというところまではいかないで、人よりもよけいにやるといふところにメリットを認めようという趣旨は、先ほど局長が申し上げましたような工業都市建設の意欲と能力を持つておるものに対して適用するという趣旨になるわけでございまして。

○細谷委員 全国平均、全国平均と言いますけれども、私が冒頭からずっと申し上げているように、何とか立ち上がりたい、立ち上がりたいと努

力しつつも、財政構造が先ほど申し上げたとおりなんです。どうにもならぬわけなんですから、重病人なんです。重病人に人並みの仕事ができぬのは当然のことです。人並み以上やったらごほうびをやりますというのですから、これはもう不可能を強要しているやり方じゃないかと思う。それならば全国の平均ではなくて、答申もはつきり言っているように、これはやはり大きなくぼんだコミュニティの問題なんです。産炭地の平均値というのが十分の〇・七なら十分の〇・七、十分の〇・六なら〇・六、そういうものを基準にして、そしてやはり病氣であるものをおおして、しかる後に、人並みに働けるようになった場合には人並みのつき合いをさせる、こういうことはいでしよう。それを、産炭地の平均ということならばともかくとして、全国の市町村の平均とは全く構造を異にする、体質を異にする市町村にそれを強要するのは全く不可能なことであり、意味のないことだ。現実には十分の一ということになりますと、ほとんどが適用されない。通産省は産炭地にウナギのかば焼きをかかせるだけで、それで終わりだという考え方で、かかせるのではなくてウナギの頭くらいは食わせるくらいのこと、やはり考えてやらなければいかぬのじゃないか。

○西田説明員 御造詣の深い細谷先生と地方財政論議をするには私ははなはだ学識がございませんが、一言申し述べさせていただきますれば、産炭地市町村の財政問題の根本としまして、そもそも公共事業をちょっとでもやる能力がないというところの問題は確かにございます。その問題に關しましては、私はその問題に対する直接の答えがこの法律制度であるということをおし上げておいては、はいま自治省がやっておられますところの地方財政対策といたしまして、いろいろな措置をとっているわけでございます。産炭地の財政が非常に困っておりますのは、やはり先ほど先生が申されましたように、収入が減り、生活保護等の支

出がふえておるといふ実態でありますので、この実態に対する直接的な措置を十分に手厚くする、まず市町村の財政の窮乏を救って、そうしてそのあとで公共事業をやる潜在的な能力をつけることをやらなければならぬというのが急務であります。この急務に對しましては、私どもとしては自治省にいろいろお願いいたしまして、交付税等におきましていろいろ配慮をしていただいておりますわけであり、なお先生御指摘のように、産炭地の市町村が立ち直らない点があるとすれば、その範囲内の問題としてもなお指摘されるべきいろいろな問題があると存じます。それに対しましては、いろいろな事業ごとにおおきく算出のしかた、あるいは単価の問題その他いろいろな諸問題についてなお解決すべき問題が指摘されておりますので、その問題を各省あるいは自治省におきましていろいろ御検討願って改善していただくと、まず第一の急務であるというふうに思っております。

〔委員長退席、蔵内委員長代理着席〕

そこで、この法律措置は、それに関しましては確かに私はウナギのかば焼きほどの高級措置とも考えません。むしろ先生のいまの比喩にありましたように、多少その面からはやや側面的な、かけ離れた措置という御指摘も受けると思いますが、その問題はおのずから問題の性質上面が違うというふうにも心得っております。純粹の地方財政措置と、今度の新しい財政対策の臨時措置と両面あわせて産炭地市町村の全体の財政の問題というものは解決していくべきものというふうにご考慮しております。

○細谷委員 面が違ふなんていうのではなくて、あなたのほうの考えておる面が、かば焼きのおいだけかがせよとしておるから問題になってくる。せつかくこの法律をつくったのだから、産炭地の十條指定がどうなるかは別として、まあとにかく、まんなかのいい肉でなくとも、頭かしっぽくらいは食べさせるくらいは措置をしなければならぬと私は思う。この問題については、そんなこ

とじゃなくて、もっと産炭地の実態を認識していただいて、もっと掘り下げた御検討をお願いしたいと思ひます。この問題についてはもっと突っ込んで質問したいのでありますが、時間もありませんから、きょうはこれで打ち切っておきます。

○蔵内委員長代理 次会は明八日午前十時より理事会、理事會散會後委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。
午後零時三十九分散會

石炭対策特別委員會議録第十一号中正誤

頁	段	行	誤	正
九	三	七	第二会社	第二会社
一四	二	六	伊賀里	伊賀里
二五	二	三	千六三	千六百
二五	四		ルーズは	ルーズな